

# 基盤地図情報のグランドデザイン <第2版>

—国土地理院が提供する基盤地図情報の適時適切な更新と活用促進に向けて—

平成21年6月 策定  
平成25年4月1日 改定  
国土交通省国土地理院

## 1. グランドデザインの目的と改定の背景

平成19年に成立した地理空間情報活用推進基本法（以下「基本法」という。）及びこれに基づき平成20年に策定された地理空間情報活用推進基本計画を踏まえ、国土地理院は基盤地図情報の初期整備を行ってきた。その結果、平成23年度末までに全国の基盤地図情報を概成し、インターネットでの無償提供を開始している。特に全国の都市計画区域を中心とする地域（約10万km<sup>2</sup>）においては、縮尺レベル2500の詳細な情報を整備・提供している。

基本法によれば、基盤地図情報には国・地方公共団体等（以下「関係機関」という。）が業務の目的に応じて整備する地理空間情報が含まれているが、その整備はそれぞれが所管する範囲内に留まる。国土地理院の全国的な基盤地図情報の初期整備に当たっては、自らが整備をしてきた全国の縮尺レベル25000のデータに加え、都市計画基図等の情報源である関係機関からの情報提供が必要であったことから、国土地理院が行う基盤地図情報整備に対する関係機関の理解が不可欠であった。国土地理院は、このような基盤地図情報に関する認識や理解を深め、その共通認識の上に関係機関との連携・協力関係の構築を図ることを目的として、平成21年に基盤地図情報のグランドデザイン（以下「前グランドデザイン」という。）を公表した。前グランドデザインは、基盤地図情報の初期整備に当たって一定の役割を果たしてきた。

基盤地図情報の整備は、平成23年度末の全国概成により、初期整備の段階から更新の段階へ移行しており、今後は、関係機関との連携・協力関係を継続的に維持・発展させた上で、更新に必要な情報を収集し、基盤地図情報を適時適切に更新して広く提供することが必要である。基盤地図情報の更新については、平成24年に策定された新たな地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）において、基盤地図情報を位置の基準とした電子国土基本図と一体となった更新を行うこととされており、これに基づき国土地理院において更新に向けた取組が開始されている。このような状況の変化に鑑み、前グランドデザインを改定する。

本グランドデザインの目的は、国土地理院が提供する基盤地図情報のあるべき姿や、その適時適切な更新及び活用促進に向けた国土地理院の役割について、自らの考えを明らかにすることである。

## 2. 国土地理院が提供する基盤地図情報のあるべき姿

基盤地図情報は、基本法にも定められているように、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報である。同一の位置の基準を用いた地理空間情報であれば、各々の地理空間情報を電子地図上で位置ずれ無く重ね合わせることができ、様々な形で高度に利用することが可能となる。基盤地図情報が電子地図上の位置の基準としての役割を果たすためには、一つの位置を表す位置情報を一つに特定する「唯一性」を確保していることが不可欠である。平成19年度以降、国土地理院が関係機関との連携・協力関係のもとで整備した基盤地図情報は、全国をシームレスに整備した、唯一性の確保されている情報である。

基盤地図情報は、電子地図上の位置の基準として、社会全体でいつでも、どこでも、だれでもが共通に利用できる、国民共有の社会基盤であると考えられる。このため、国土地理院が整備した基盤地図情報は、基本法や基本計画に基づきインターネットにより無償提供されている。

また、基盤地図情報は、情報の精度及び鮮度の確保が重要であることから、様々な社会資本の整備等に伴う地形・地物の変化に合わせ、今後とも国土地理院が関係機関との連携・協力関係のもとで、唯一性を確保しつつ、適時適切に更新していく必要がある。

関係機関がこのような基盤地図情報を電子地図上の位置の基準として活用し、位置ずれ無く重ね合わせることができる地理空間情報を整備・活用していくことにより、基本計画に示されたG空間社会（地理空間情報高度活用社会）が実現される。

### **3. 基盤地図情報の適時適切な更新に向けた取組**

前述の基盤地図情報のあるべき姿を具体化するため、国土地理院は、関係機関との継続的な連携・協力関係のもと、基本計画等に基づき、以下の役割を担う。

#### **3. 1 国土地理院が提供する基盤地図情報の適時適切な更新と必要な情報の収集**

国土地理院は、初期整備された基盤地図情報を位置の基準とした電子国土基本図を、従来の紙による地形図に代わる情報として、平成21年度から整備している。今後、国土地理院は、電子国土基本図を適時適切に更新し、その位置の基準となっている基盤地図情報についても一体的に更新を行う。

この更新を行うためには、関係機関が整備する様々な図面、地理空間情報等が不可欠である。このため、国土地理院は、これらを広く収集し、基盤地図情報及びこれを位置の基準とした電子国土基本図を適時適切に更新する。特に、関係機関から測量法に基づく公共測量の成果の写しやCADデータ等の電子的な情報が提供された場合には、更新に有効活用する。

#### **3. 2 更新した基盤地図情報の提供**

基盤地図情報が広く利用されるために、国土地理院は、更新した基盤地図情報を引き続きインターネットで無償提供する。基盤地図情報の利用者の便を考慮し、一定の時期を定め（1月、4月、7月及び10月）、その時点の基盤地図情報を提供する。また、過去に提供した4月分の情報については継続的に蓄積して利用者が入手できるようにするとともに、それ以外の時期（1月、7月及び10月）のデータについては一定期間（10年間）提供する。さらに、更新される最新情報を随時提供する仕組みについて、必要性も含めて検討する。加えて、国土地理院は、関係機関をはじめとする利用者が利用しやすいように、基盤地図情報の提供方法等のさらなる改善に努める。

#### **3. 3 国土地理院と関係機関との連携・協力関係の維持と発展**

基盤地図情報を位置の基準とした電子国土基本図の更新のために、関係機関が整備する様々な図面、地理空間情報等を活用するには、国土地理院と関係機関との連携・協力関係の維持・発展が不可欠となる。このため、国土地理院は、地域において地方測量部・支所が中心となり、地域の産業界・学識経験者・関係機関で構成される産学官地方連絡協議会等での意見交換等を進めるほか、連携・協力関係を個別に強化するなど、地域の実情に合わせた関係機関との連携・協力関係の維持・発展を進める。

#### **3. 4 基盤地図情報の今後のあり方に関する検討**

国土地理院は、基盤地図情報を継続的に更新し、関係機関をはじめとする利用者により一層利

用されるようにするため、基本計画にも示されているように、基盤地図情報の整備項目や整備・提供方法等について、これまでの整備及び利用の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しに向けた検討を行う。

#### 4. 基盤地図情報の活用促進に向けた取組

基盤地図情報は、電子地図上の位置の基準であり、G空間社会の実現のためにはその活用が促進されることが必要である。このため、国土地理院は、基盤地図情報の意義と必要性について、様々な方法で引き続き周知に努めるとともに、関係機関が公共測量等により地理空間情報を整備する際には、整備に活用可能な情報提供等の必要な支援を実施する。また、関係機関における様々な業務等での基盤地図情報の活用事例を取りまとめて関係機関に紹介してきたが、一層の活用が促進されるよう、基盤地図情報を位置の基準とした電子国土基本図の活用方法の提案や、電子国土基本図を簡単に利用できるツールの提供をはじめとする支援、環境整備を行う。

基本法及び基本計画に示されているように、関係機関は、地理空間情報を整備する際、既に整備されている基盤地図情報の活用に努め、基盤地図情報と同一の位置情報を用いた地理空間情報を整備することとされている。このようにして整備した地理空間情報は、国土地理院が定期的に提供する最新の基盤地図情報を活用することで、今まで以上に容易に情報の更新が可能となることが期待され、結果的に関係機関における情報更新の手間や経費を軽減することを可能にすると考えられる。

国土地理院が提供する基盤地図情報の活用促進を図るためには、情報の更新等と同様に、国土地理院と関係機関との連携・協力関係の維持・発展が不可欠であることから、そのための取組も引き続き実施する。

#### 5. おわりに

国土地理院は、本グランドデザインに示した考え方にに基づき、基盤地図情報の継続的な更新・提供と活用促進のための様々な取組を実施する。このため、国土地理院は今後とも、関係機関と連携・協力関係を緊密にしていく。